

## 下條正男の論説を分析する(2)

朴炳渉\*

## 下條正男の論説を分析する(2)

朴炳渉

### 〈目次〉

1. 序論
2. 『東国文献備考』改竄説
3. 大韓帝国勅令41号
4. 『日本地誌提要』の「竹島・松島」
5. 太政官指令の「竹島外一島」
6. 『朝鮮水路誌』
7. 固有領土論の主張変化
8. 結語

### 【要約】

#### 1. 『東国文献備考』改竄説

下條正男の主張する『東国文献備考』改竄説には数々の疑問がある。まず、李盈休『春官志』は于山鬱陵一島説ではない。下條は『春官志』の「松島は即ち芋山島である」という記述を無視して『春官志』(「鬱陵島争界」)では、于山島を鬱陵島としていたとする誤った結論を導いた。次に下條は『東国輿地志』に書かれた「于山島鬱陵島二島は県の真東の海中にある」との記述を無視して『東国輿地志』は「于山島と鬱陵島は同じ島の別の呼び方(同島異名)」と強弁した。このように恣意的な資料引用にもとづく下條の『東国文献備考』改竄説は成り立たない。さ

らに、『東国文献備考』に引用された「輿地志」は失伝しており、『東国輿地志』とは違う。不明な「輿地志」の原文についての考察をおこなう。

## 2. 大韓帝国勅令41号の石島

下條は石島を『韓國水產誌』(1910)の付属地図に書かれた鼠項島であるとした。その理由を、石島の韓国語読み「ソクトウ」と鼠項島の日本語読み「ソコウトウ」が似ているからとした。しかし、付属地図の原本である水路部の海図に同島は「鼠項島 Somoku Somu」と書かれており、「ソコウトウ」とは呼ばれなかった。Somoku Somuは李奎遠「鬱陵島外図」に描かれた島項に由来する。

## 3. 『日本地誌提要』の「竹島・松島」

日本の官撰地誌『日本地誌提要』に記述された竹島・松島に関し、明治時代の地理学者である田中阿歌麻呂は『地学雑誌』の論説において『日本地誌提要』が竹島を日本領外にしたと記述した。竹島が日本領外なら、『日本地誌提要』において竹島と対をなす松島も日本領外である。竹島と松島の組合せは鬱陵島と独島を指すので、筆者は田中が二島、すなわち竹島=独島および鬱陵島を日本の領土外にしたと解釈した。しかし、それを下條は田中の「意思に背くものである」と主張した。この下條の見解は誤りである。

## 4. 太政官指令の「竹島外一島」

下條は太政官が日本領外とした竹島外一島の比定に関して自己の見解をたびたび変え、定説がない。最近、下條は太政官指令とは因果関係を有しない後世の資料である『竹島考證』を引用し、「外一島」は鬱陵島であると主張した。しかし、彼の解釈は妥当ではなく、太政官指令時の関連資料から「外一島」は明らかに竹島=独島を指す。

## 5. 『朝鮮水路誌』

下條は水路部の『朝鮮水路誌』「形勢」が朝鮮の東限を東経130度15分にしたので、朝鮮の疆域に竹島=独島は入っていないと主張した。

しかし、水路部は朝鮮の疆域を定める機関ではないし、朝鮮の疆域について充分な知識を持っていない。朝鮮の東限を東経130度15分としたなら、鬱陵島も入らないことになる。すなわち「形勢」の記述が不適当なのである。

## 6. 固有領土論の主張変化

下條は以前から日本が1905年以前は竹島=独島に対する領有意識を持っていなかったことを認めていたが、最近になって竹島=独島を日本の「固有領土」と主張し始めたよう注目される。

**キーワード：**下條正男、独島、竹島、太政官、東国文献備考、日本地誌提要、朝鮮水路誌、固有領土

## 1. 序論

本誌の第4号に筆者は「下條正男の論説を分析する」と題する論説を発表したが、一年後に下條から“朴炳涉氏の「下條正男の論説を分析する」(『獨島研究』第4号)を駁す”と題する反論が島根県のサイト「Web竹島問題研究所」の「実事求是」第21回にてなされた。しかし残念なことに、筆者の核心的な指摘を下條は無視したままである。

筆者の最初の重要な指摘は、下條は『東国輿地志』の記述にて于山・鬱陵を同一の島と解釈したが、同書は「于山島 郁陵島……二島は県の真東の海中にある」と記述し、于山島と鬱陵島を別々の島に見たのである。したがって、下條の主張は出発点から間違っており、『東国文献備考』改竄説は成立しないという趣旨であった。また、筆者の二番目に重要な指摘は、明治時代の太政官が日本の版図外であると下達した「竹島外一島」について、下條は毎年のように見解を変えていて定説がないという指摘であった。これに関して下條は「実事求是」(第22回)、「朴炳涉氏の「明治政府の竹島=独島認識」(『北東アジア文化研究』第

28号)を駁す”と題する論説において自己の見解を何度も変えたことは認めたものの、「外一島」を竹島=独島であるとしたのが誤りなのか、鬱陵島であるとしたのが誤りなのかという二者択一に明確な言及がなく、核心点については曖昧なままである。

本稿はそうした下條の問題点を整理しながら、新たな論点として下條が主張するように『東国輿地志』は『東国文献備考』が引用した「輿地志」なのかどうかなどを論じる。また、最近になって下條がとなえだした、大韓帝国勅令41号の石島を鼠項島(觀音島)とする説が妥当かどうかなどを検証する。

## 2. 『東国文献備考』改竄説

### 1) 改竄説論争の要約

2008年春、日本外務省は初めて竹島=独島問題に関するパンフレット『竹島－竹島問題を理解するための10のポイント』を発行した。パンフレットはその中で『東国文献備考』(1770)の記述「輿地志にいう鬱陵と于山は皆于山國の地。于山はすなわち倭がいうところの松島なり」を問題にし、「『輿地志』の本来の記述は、于山島と鬱陵島は同一の島としており、『東国文献備考』等の記述は『輿地志』から直接、正しく引用されたものではないと批判する研究もあります」と記した。

この記述は下條正男の『東国文献備考』改竄説を取り入れたものであり、その概要は次のとおりである。まず、下條は『東国文献備考』が引用した「輿地志」は奎章閣に所蔵されている『東国輿地志』であるとした(これは後述するように疑問である)。次に下條は、『東国輿地志』に「一説に于山鬱陵本一島」と書かれているので、「輿地志」では「于山島と鬱陵島は同じ島の別の呼び方(同島異名)<sup>1)</sup>であるとした。したがって

1) 下條正男『竹島は日韓どちらのものか』文春文庫、2004、p.101。

『東国文献備考』に「輿地志云 鬱陵于山皆于山國地 于山則倭所謂松島也」と記されたのは、申景濬が『東国輿地志』を改竄した結果であると主張した。

これに対して筆者は『獨島研究』第4号(p.74)において、下條の論説が誤りである論拠として、『東国輿地志』は単なる付加的な一説として于山島と鬱陵島を同一の島であると記述したが、本説は「于山島鬱陵島……二島は県の真東の海中にある」とするものであり、于山島と鬱陵島は同一の島でなく別々の二つの島として記述されたことを指摘した<sup>2)</sup>。すなわち『東国輿地志』は『東国輿地勝覧』を継承して于山・鬱陵一島説ではなく二島説であり、下條の改竄説はその出発点から成り立たない。この指摘に対し、下條は沈黙したままである。どうやら下條は争点の核心になる議論を避けたようである。下條は『東国輿地志』に書かれた「于山島鬱陵島……二島在県正東海中」という一節をどう解釈するのか、それに明確な解答を出さない限り、この問題で学問的な対話は困難であろう。

下條のように、『東国輿地志』における重要な一節を完全に無視し、単に「一説于山鬱陵本一島」という付加的な一説のみを引用して「于山島と鬱陵島は同じ島の別の呼び方(同島異名)」と結論付けたのは明らかに恣意的な資料の引用である。

このように『東国輿地志』の一部分だけを恣意的に取りあげれば、下條のように同書は于山・鬱陵を同一の島に見たという誤読も可能であろう。すなわち、本来『東国輿地志』は于山・鬱陵島二島説であるにもかかわらず、同書は一島説を採用したという曲解も可能である。しかし、こうした恣意的な引用をおこなった論説は信頼できないことは言うまでもない。

2) 『東国輿地志』の記述は下記のように二島説が本説である。

于山島、鬱陵島

一に武陵という、二に羽陵という。二島は県の真東の海中にある。三峰が高くけわしく空にそびえている。南の峯はすこし低い。天候が清明なら峯のてっぺんの樹木やふもとの砂浜、渚を歴々と見ることができる。風にのれば、二日で到着できる。一説に于山・鬱陵島は本来一島という。その地の大きさは百里である。

## 2) 下條の『春官志』解釈

下條は筆者への反駁と称するものの問題の核心を避け、その一方で「なぜ朴炳涉氏は李孟休の『春官志』に対する立論を避けたのであろうか」と疑問を呈し、論点を別なところに置いた。筆者が『春官志』を取りあげなかったのは、『春官志』が改竄説論争において本質的でないからである。しかし下條から疑問が呈されたので、あえて本稿では下條の疑問に答えるとともに、彼の『春官志』に対する解釈が誤りであることを具体的に示すことにする。

まず『春官志』の概要を見ておこう。『春官志』は礼曹が朝鮮王朝の儀礼や外交事例を集めて編纂した官撰書であるが、李孟休が1744(英祖20年)に著述し、1781年に李家煥によって校訂されたと考えられている<sup>3)</sup>。ただし、どの程度の校訂がおこなわれたのか具体的なことは不明である。『春官志』は第3巻で鬱陵島争界を扱ったが、それが申景濬『疆界考』(1756)に影響を与えた可能性が強い。鬱陵島争界は日本で竹島一件と呼ばれるが、これは肅宗朝期(元禄期)に朝・日両国が鬱陵島(竹島)の領有権をめぐって論争した外交交渉をいう。この事件を扱った『春官志』「鬱陵島争界」条は大きく分けて次の三つの部分からなる。

- (1)まえがき；新羅時代から壬辰の乱(文禄の役)ころまでの鬱陵島の歴史
- (2)光海君期以後の鬱陵島をめぐる朝・日間の交渉、鬱陵島争界(竹島一件)
- (3)安龍福の活動。

申景濬はこれら『春官志』記事の一部を『疆界考』に、ひいては『東国文献備考』『輿地考』に利用したとみられるが、『春官志』と『疆界考』を見比べると、次のような違いがある。

3) 宋炳基「獨島(竹島)問題の再検討」『東北亞歴史論叢』18号、2007、p.297.

(1)鬱陵島の「壬辰の乱」までの歴史に関しては、『春官志』が『新增東国輿地勝覽』(1530)「于山島・鬱陵島」条の内容をほぼ受け継ぎ、本説で于山・鬱陵を二島としたうえで「一説 于山鬱陵 本一島」との一節も転載した。一方、『疆界考』は于山・鬱陵一島説を否定し、冒頭に「二島一即于山島」、最後に「二島俱是于山國なり」と書いて二島説に終始した。両書は『東国輿地勝覽』からの引用文を除くと共通性はほとんどなく、それぞれ独自の見解を示した。

(2)光海君期以後の朝・日交渉に関し、『春官志』は朝・日間の鬱陵島領有権に関する交渉記事を詳説したが、『疆界考』は交渉過程を抜粋して記述した。

(3)安龍福の活動記事に関しては、両者の内容はほぼ同じである。

下條は『春官志』の中で特に(1)の歴史に注目し、その中に「于山 羽陵 蔚陵 武陵 磯竹 皆音号転訛而然也」(A)とあるのをとらえ、「李孟休の『春官志』(「鬱陵島争界」)では、于山島を鬱陵島としていた<sup>4)</sup>」と結論付けた。しかし、前記(A)の于山は文脈上において新羅時代の于山、すなわち于山国(鬱陵島)を指すのであり、決して鬱陵島争界(1693-9)当時の于山島を鬱陵島と同一視したわけではない。もともと(1)鬱陵島の歴史部分において、壬辰の乱(1592)以後の于山は対象外である。壬辰の乱以後の于山は、(3)安龍福の活動の記述に芋山島として登場し、鬱陵島とは別の島として記述された。この芋山島はもちろん于山島の音号転訛である。それにもかかわらず、下條は芋山島に関する記述をなぜか無視し、「『春官志』では、于山島を鬱陵島としていた」と結論付けたが、これは明らかに恣意的な資料の引用といわざるを得ない。ちなみに『春官志』にて芋山島は、「龍福は(鬱陵島から日本人を、筆者注)追つて松島に至り、又罵って言うに、松島は即ち芋山島である、汝等は芋山島もまた我境であることを聞いていないのか」と記述された。しかる

4) 島根県「Web竹島問題研究所」のサイト「実事求是」第21回<朴炳涉氏の「下條正男の論説を分析する」(『獨島研究』第4号)を駁す>。

に、下條は「于山島を鬱陵島の別称とする李盟休の鬱陵島認識は、申景濬の『疆界誌』が成立した1756年で一変し、後に于山島が「倭の所謂松島」とされる契機となった」と主張した<sup>5)</sup>。しかし、李盟休『春官志』は「于山島を鬱陵島の別称とする」どころか、于山島と鬱陵島を別々の島としたうえで、「松島は即ち芋山島」であると認識していた。したがって、『疆界考』や『東国文献備考』における「于山島」の記事は、決して申景濬が最初ではなく、李盟休の認識を受け継いだものである。したがって、1756年に鬱陵島認識が一変したという下條の主張は成り立たない。その誤りは、下條が『春官志』に書かれた一節「松島即芋山島」を無視したことによる。

### 3) 「輿地志」は『東国輿地志』か?

下條は吳尚学論文<sup>6)</sup>の影響を受け、「『輿地志』は、柳馨遠が1656年頃編述した『東国輿地志』のことである<sup>7)</sup>」と記し、筆者も一時そのように考えたが、改めて両書を慎重に検証する。

安鼎福によれば「輿地志」は1656年に柳馨遠によって著述されたとされる<sup>8)</sup>。また、申景濬『疆界考』「前朝鮮國」条に「柳磻溪馨遠輿地志云……」と書かれているので、「輿地志」が柳馨遠の著作であることは確実である。

一方、『東国輿地志』(奎章閣所蔵)の著者は、朴仁鎬によれば柳馨遠とされるが確実ではない<sup>9)</sup>。成立年代は、楊普景によればその記事内容に顯宗(在位1659-1674)を「今上」と表現しているので1659年以降である<sup>10)</sup>。書籍の体裁は、柳美林によれば『東国輿地志』は全10巻からなるが、『輿地志』は全13巻から成るとされる<sup>11)</sup>。このように成立年代や体

裁が違うので、『東国輿地志』は「輿地志」とは別の文献である。また、『東国文献備考』には「輿地志云 郁陵于山 皆于山国地」と書かれているが、『東国輿地志』にはそのような記述がないことも「輿地志」と『東国輿地志』が別の文献であることの傍証になる。さらに申景濬のみならず、『東国文献備考』に批判的な安鼎福も『雜同散異』にて「輿地志」を引用し、『東国文献備考』と同じように「輿地志云 郁陵于山 皆于山国地」と記した。安鼎福は、『東国文献備考』は短期間で完成されたので粗漏で体制の統一性に欠けると文献批判したのであるが<sup>12)</sup>、その安鼎福も「輿地志」を同様に引用しないのは『東国文献備考』の記事を転載したことは重要である。しかも、安龍福事件に関する限り、『雜同散異』は『東国文献備考』の記事を一部修正したと見られ、より信頼度が高い。具体的に言うと、鬱陵島争界(竹島一件)開始時の対馬藩主を『東国文献備考』では誤って平義信にしたが、『雜同散異』では正しく平義倫とした。平姓は宗氏の対外的な姓である。なお、『春官志』も正しく平義倫としたが、これは当初からそうだったのか、あるいは1581年に訂正されたのか定かではない。もし、『春官志』が当初は平義信と誤記していたのなら、『疆界考』や『東国文献備考』は『春官志』の「安龍福」条をそっくり転載した可能性が強く、同時に1581年におこなわれた『春官志』の校訂は念入りにおこなわれたことを示唆する。両書の成立を考えるうえにおいて、平義信は参考になるキーワードである。一方、後世の『増補文献備考』や『萬機要覽』では『東国文献備考』の記事をそのまま受け継ぎ、平義信と誤記したままである。

以上のような考察から、「輿地志」を『東国輿地志』と同一視する下條の見解は誤りであるといえる。「輿地志」は逸書であり、『東国文献備考』などにおける「輿地志」からの引用文は正確には知り得ない。

5) 下條正男「獨島呼称考」『人文・自然・人間科学研究』19号、2008、p.24.

6) 吳尚学「朝鮮時代 地図에 表現된 郁陵島·獨島 認識의 變化」『文化歴史地理』18卷 4号、注34、2006、p.99.

7) 下條正男「獨島呼称考」『人文・自然・人間科学研究』19号、2008、p.19.

8) 安鼎福修輯『磻溪先生年譜』『增補磻溪隨錄』景仁文化社、1974、p.565.

9) 朴仁鎬「柳馨遠의 東國輿地志에 대한 一考察」『淸溪史學』6、1989.

10) 楊普景『磻溪柳馨遠의 地理思想』『文化歴史地理』第4号、1992、p.35.

11) 柳美林「韓國文献의 ‘鬱陵·于山’ 記述에 関한 考察」『東洋政治思想史』8卷1号、2009、p.202.

12) 安鼎福『順菴先生文集』卷5、『與洪判書書』に『東国文献備考』の問題点を指摘。柳美林、前掲論文、p.201.

#### 4. 「輿地志」の引用文の範囲

逸書である「輿地志」は『疆界考』をはじめとして『東国文献備考』や『雑同散異』、『増補文献備考』、『萬機要覽』などに引用されたが、それらの引用文において、どこまでが「輿地志」からの引用で、どこからが各著者の見解なのかはっきりしない。まず、『東国文献備考』における「鬱陵于山 皆于山国地」という一節は「輿地志」の記述であることが文脈上から明確であるが、それに続く「于山則倭所謂松島也」という部分も「輿地志」からの引用なのかどうか判然としない<sup>13)</sup>。この問題を研究者はどのように見たのかを紹介する。青柳綱太郎は『増補文献備考』を1917年から和文に翻訳したが、その中で青柳は「輿地志」の引用は「鬱陵于山 皆于山国地」のみと判断し、「輿地志に云ふ鬱陵于山は皆な于山国之地と、于山は則ち倭の所謂松島也。<sup>14)</sup>と記した。句読点は原文のままであるが、同書では終止符にピリオドは一切使用されず、かわりにカンマが使用された。したがって、青柳は輿地志の引用文を「鬱陵于山皆于山国地」のみとしたことは明瞭である。

次に申景濬『疆界考』であるが、「輿地志」の引用範囲は研究者によって下記のように意見が分かれる。

原 文「愚按輿地志云 一説于山鬱陵本一島 而考諸図志二島也  
一則倭所謂松島 而蓋二島俱是于山国也」

宋炳基「一説に于山 郁陵は 本一島 しかるに諸図志を考えるに  
二島なり 一つは則ちいわゆる松島 けだし二島ともに于  
山国なり<sup>15)</sup>」

柳美林「一説に于山 郁陵は 本一島 しかるに諸図志を考えるに  
二島なり 一つは則ちいわゆる松島<sup>16)</sup>」

下條正男「一説に于山 郁陵は 本一島<sup>17)</sup>」

これらの中で下條の解釈は無理であろう。「一説に于山 郁陵は本一島」で引用文が終るのは文脈上あまりにも不自然であり、一説以外に他の説はどうなのかの説明が当然続くべきである。一方、柳美林の解釈であるが、『東国文献備考』にて「輿地志云 郁陵于山 皆于山国地」とされたので、『疆界考』の一節「蓋二島俱是于山国也」は申景濬が「輿地志」の記述を自己の結論として書き直したと解釈した。この見方は妥当だが、他方で「一つは則ちいわゆる松島」という一節が「輿地志」に書かれたかどうかは問題である。なぜなら、「輿地志」が成立した1656年当時にそのような認識があったのかどうか疑わしいからである。その当時、朝鮮で鬱陵島を日本の磯竹島（『芝峰類説』、『春官志』）、あるいは竹島（『春官志』）であると記述した史書はあるが、松島の名前を記述した史書は安龍福事件以前にはないようである。一方、日本でも安龍福事件以前に于山島を松島とした資料はないようである。たとえば、朝鮮にもっとも関係の深い対馬藩は1620年に竹島（鬱陵島）で潜商の磯竹弥左衛門親子を捕えたことがあるが<sup>18)</sup>、その対馬藩も于山島の名前は安龍福を尋問して初めて知った。その尋問の直前、釜山の倭館は藩命により鬱陵島周辺の島の調査をおこなったが、その調査で鬱陵島の東北にブルンセミという島があることを初めて知ったが、于山島や松島の名は知らなかった。ブルンセミは于山島を指すようである<sup>19)</sup>。また、鬱陵島をめぐる朝・日間の領有権交渉において于山島や松島の名前は一切登場しない。一方、徳川幕府は安龍福事件が起きるまで松島の存在すら知らず、鳥取藩にわざわざ問い合わせて初めて松島を知ったくらいなので問題外である<sup>20)</sup>。その鳥取藩は松島の名を知っていても、それが于山島であることは安龍福の活動によって初めて知ったようである。具体的にいうと、安龍福が1696年に「朝鬱両島監税將臣安同知騎」と書いた旗を掲げて渡日したが、その時に初めて「于山

13) 柳美林、前掲論文、p.202.

14) 青柳綱太郎『原文 和訳対照 増補文献備考』朝鮮研究会、1917.

15) 宋炳基、前掲論文、p.295.

16) 柳美林、前掲論文、p.199.

17) 下條正男、前掲書、2004、p.101.

18) 朴炳涉『安龍福事件に対する検証』韓国海洋開発研究院、2007、pp.15~22.

19) 鳥取藩政資料『竹島之書付』.

20) 『通航一覧』129巻.

島 日本にて松島と呼」と理解したのである<sup>21)</sup>。このように、江戸幕府や松島に関係がありそうな地方は、安龍福事件以前に于山島が松島であるという認識はまったくなかった。したがって、于山島を松島とする認識が日本から朝鮮へ伝わったとは到底考えられない。

さて、松島の引用方法が『疆界考』と『東国文献備考』とで異なる点は特に注目する必要がある。『疆界考』では「一其所謂松島」と書かれたのに対し、『東国文献備考』では「于山則倭所謂松島也」と記述された。この二つの異なる表記が両方ともに「輿地志」の原文であると見るのは文脈上において不自然である。こうした点を総合的に考えると、松島は元来「輿地志」に記載されなかつたものと思われる。おそらく、松島という名前に対する認識は、同島を目撃した安龍福が1696年に于山島は松島であると主張したことにより生まれたものと見られる。その主張が朝・日間で広く知れわたり、申景濬がその知識を取り入れて『疆界考』に「一其所謂松島」、『東国文献備考』に「于山則倭所謂松島也」という文言を追加し、安鼎福も『雜同散異』に「于山則倭所謂松島也」と記載したのではないかと推測される。これらを総合すると、「輿地志」の原文は「鬱陵于山 皆于山國地」、「一說于山鬱陵本一島 而考諸圖志 二島也」のみであったと推測される。

### 5) 「洪啓禧の潤色」の意味

下條は『東国文献備考』輿地考や、それを担当した申景濬がいかに信頼できないかを示そうとして、『承政院日記』を引用してこう記した。

『承政院日記』の英祖四十六(一七七〇)年閏五月二日条によると、『東国文献備考』の上箋文を書いた金致仁は、その編纂過程について「(申)景濬草創して、(洪)啓禧潤色す」と述べている。(『東国文献備考』筆者注)「輿地考」は申景濬の『疆界考』を底本としているが、その編纂の過程では洪啓禧という人物の手が加わり、文章に潤色がなされた、というのである<sup>22)</sup>。

しかし、池内敏によれば、下條の指摘は「ひとつには偏見にもとづく史料の誤読」とされる。それを具体的に見るため、まず『承政院日記』の該当部分を掲げる。

上問啓禧曰 卿與申景濬 相議校正云 果何如 啓禧曰 景濬所見甚博  
而或有趨趣者 與臣斷定矣 致仁曰 景濬草創 而啓禧潤色矣

下條が引用した『承政院日記』には「申景濬の見る所は甚だ博」と書かれ、申景濬はむしろ称賛されたのである。それに続く文章を池内はこう解釈した。

「趨趣(しょく)」とは「前に出ようとしたながら進みかねて、もじもじしている」様子のことを指す。洪啓禧によれば、申景濬は知識が豊かであるにもかかわらず、(あるいはあるがゆえに)記事を如何に書くかについての決断に迷うことが多かった。それを洪景濬が後押しする格好で、ひとつの記述に断定していくのだ、という。それを聞いて金致仁が「草創、而啓禧潤色矣」と感想を述べたのである。「潤色」なる言葉には「話をそのままではなく、事実を誇張したり、ある意図に従って作りかえたりすること」という意味とともに「補うこと、指導すること、また加筆すること」という別の意味がある(いずれも『日本国語大辞典』第二版)。右史料にある「潤色」とは後者の意味で解するのが素直であろう<sup>23)</sup>。

池内は、文脈上「潤色」とは「補うこと、指導すること、また加筆すること」とするのが妥当であると判断したうえで、下條は洪啓禧をよく知らないために事実を矮小化する誤りを犯したと次のように主張した。

(下條が、筆者注)引用した文章は、ひとつには偏見にもとづく史料の誤読によって事実が矮小化されたことによっている。またいまひとつには「洪啓禧という人物」なる書き方からも分かるように、この文章の筆者が洪啓禧なる人をよく知らなかったことによっている。幅広い見地から当

21) 『因幡志』筆記之部。

22) 下條正男、前掲書、2004、p.102。

23) 池内敏『外交文書と以酌庵輪番制』平成18年度~19年度科学研究費補助金(基盤研究費(C))研究成果報告書、2008、pp.71-72。

該期を眺める視点を持たなければ、こうした誤りを犯すことになるのであろう<sup>24)</sup>。

ここでも下條は資料の一部分「致仁曰 景濬草創 而啓禧潤色矣」だけを取りあげ、それに続く「景濬所見甚博 而或有超越者 與臣斷定矣」を無視し、金致仁の意図とは逆に申景濬や洪啓禧、ひいては『東国文献備考』の信頼性を損なうような記述をおこなった。これも資料の恣意的な引用であろう。

### 3. 大韓帝国勅令41号

1900年、大韓帝国は勅令41号を公布し、鬱陵島を鬱陵島郡と改称し、その管轄区域を鬱陵島全島と竹島、石島とした。この石島は今日の竹島=独島であり、大韓帝国が竹島=独島を支配した有力な根拠とされる。下條はこの石島に関する見解をたびたび変えたことは前稿に書いたとおりであるが、それをまとめると次のとおりである。

1999年論説、「石島は今の觀音島<sup>25)</sup>」

2004年著書、「石島はどこを指すのか判然としない<sup>26)</sup>」

2006年パンフレット、「石島は、李奎遠が島項と報告した今の觀音島とするのが妥当<sup>27)</sup>」

下條がこのように見解を変えた理由はあいまいであり、明確な根拠がない。最近、下條はやっと石島を觀音島とする根拠をこう記した。

24) 同上

25) 下條正男「竹島問題、金炳烈氏に再反論する」『現代コリア』391号、日本朝鮮研究所、1999、p.52。

26) 下條正男、前掲書、2004、p.112。

27) 下條正男『發信 竹島』山陰中央新報社、2006、p.22。

石島は島項(觀音島)となる。大韓帝国政府が1910年に刊行した『韓國水產誌』で、竹嶼(チクトウ)と鼠項島(觀音島)の二島を鬱陵島の属島とし、大正9年刊の『日本水路誌』でも竹島(竹嶼)と雙項礁(觀音島)の二島を属島として踏襲している。鼠項島と雙項礁は、それぞれ「ソコウトウ」、「ソウコウショウ」と読み、「勅令四一号」に記された石島の韓国音であるソクトウと発音が近似しているからである<sup>28)</sup>。

下條は、何と石島の韓国語読みと鼠項島(觀音島)の日本語読みが似ているという理由で石島を觀音島であると断定した。驚くべき発想である。しかし、はたして石島は下條の言うように「ソクトウ」と呼称(発音)されたのであろうか? それを検証する。

鬱陵島の地名は往々にして訓読みにされる。たとえば1905年当時の地図において、鬱陵島の東北部にある竹岩は日本語で「テバヲ」とフリガナがふられたし、東南部の苧洞は「モシゲ」とフリガナがふられた<sup>29)</sup>。また、水路部が1909年に作成した海図306号(図版1)にもそれぞれ Tei bau, Moshikeと書かれた。「テ」や「Tei」は竹を意味し、「バヲ」や「bau」は岩を意味する Bawiが日本式に訛ったのである。また、「モシ」は韓国語で植物の苧を意味する。同様に勅令41号に登場する竹島は1904年に日本の公文書に「テツセミ<sup>30)</sup>」あるいは「テッセミ<sup>31)</sup>」と記録された。「テ」は竹、「ツ、ツ」は韓国語で単語接続用の促音、「セミ」は島を意味する Seomが訛ったものである。また、図版1の海図には竹島が「竹嶼 Tei Somu」と書かれた。SomuはSeomの日本訛りである。

一方、石島の発音を記録した資料は見当たらないが、これもやはり訓読みで呼ばれたのであろう。その訓読みは、1883年当時には鬱陵島人口の82%を全羅道出身者が占めたので<sup>32)</sup>、彼らの方言で Dok seom と呼ばれたであろう。Dokは全羅道の方言で石を意味する。Dok seom は現在でも時々竹島=独島の呼称として使用されるし、1948年当時は普遍的に使用された呼称であることがアメリカの公文書からも判明

28) 下條正男、前掲論文、『人文・自然・人間科学研究』第19号、2008、p.30。

29) 奥原碧雲(福市)「鬱陵島見取図」「竹島及鬱陵島」報光社(松江)、1906。

30) 外務省「韓國鬱陵島事情」『通商彙纂』234号、1902、p.43。

31) 外務省資料616-10「明治三十五年 郁陵島状況」『釜山領事館報告二』1905。

32) 李奎遠『鬱陵島検察日記』1883。

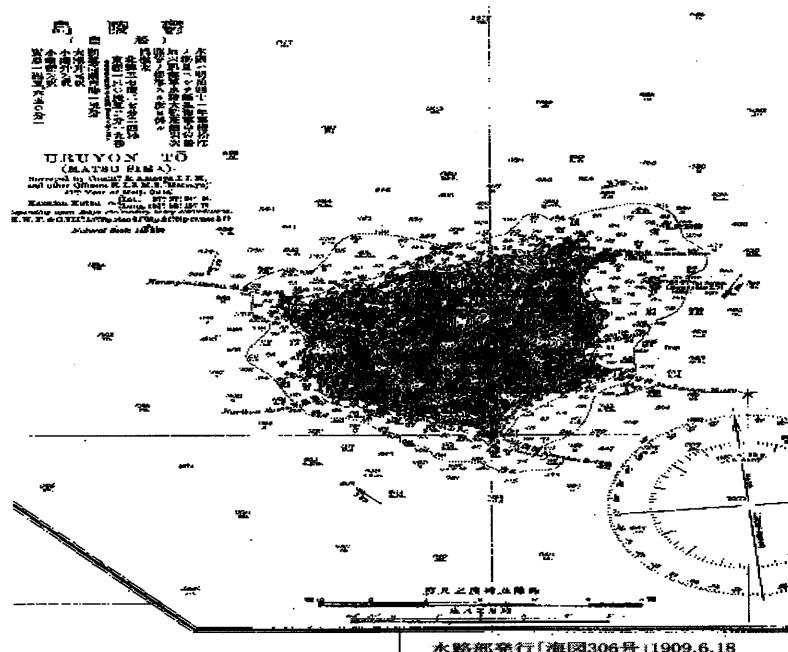
している<sup>33)</sup>。同年、韓国憂國老人会(Patriotic Old Men's Association)はSCAPのマッカーサー将軍に韓国の領土として鬱陵島や対馬島、波浪島と並んでDocksum, すなわち独島を認めるよう嘆願書を出したのである。

次に観音島を考察する。下條は上記のように、勅令41号公布から10年後の資料である『韓国水産誌』から鼠項島を引用したが、資料を検証するなら、まず勅令発布以前の資料を先に検証すべきである。後世の資料は事件に直接関係がないからである。勅令が公布された1900年に釜山領事館補 赤塚正助が鬱陵島の韓日共同調査で得た地図によれば、観音島は鼠項島ではなく島牧である<sup>34)</sup>。これは1882年に李奎遠が作成した「鬱陵島外図」における観音島の古名「島項」や、内務省少書記官 檜垣直枝が1883年に作成した地図における「島項<sup>35)</sup>」に由来し、それらはすべて Seom Mok と呼ばれたであろう。島はSeom、「項」の訓読みは日本語で「うなじ」、韓国語でMokになる。島牧はSeom Mokに音通するので、檜垣はMokの表記を表意文字ではなく表音文字を使って「牧」を使用したのである。同じように Seom Mok を別の漢字で表記したのが鼠項島である<sup>36)</sup>。これは下條が主張するように日本で「ソコウトウ」と呼ばれたのではない。この読み方は『韓国水産誌』付属地図の原典である水路部発行の海図306号(図版2)によれば「鼠項島 Somoku Somu」であり、明らかに Seom mok が日本式に訛ったものである。このように、鼠項島は石島とは何ら関係がなく、石島を鼠項島とした下條の主張は根拠のない牽強付会といえよう。

なお、鼠項島を石島とする見解を島根県竹島問題研究所の船杉力修も採用してこう記した。

Gerry Bevers氏によれば、「鼠項島」の日本語読みは「ソコウトウ」であり、1900年の大韓勅令第41号に記載される石島の(ソクト)の読みが近いことから、石島の名前の由来は、「鼠項島」に由来するとしており、この説は、大変興味深く、斬新な説であると考えられる……すなわち石島は觀音島である可能性が高いことが分かった<sup>37)</sup>。

船杉はBeversの単なる思いつきを慎重に検証することなく、「斬新な説」であると高く評価して取り入れた。歴史地理学の専門家を自任する船杉は、当時の歴史地理の資料を充分調査せずに安易な結論を出したようである。



<図版1> 水路部発行の海図306号(1909年)における鬱陵島

33) 韓国憂國老人会のSCAP宛 Dock-seom他嘆願書  
<http://dokdo-research.com/page30.html>

34) 注25付属地図。

35) 「朝鮮國蔚陵島出張檜垣内務少書記官復命ノ件」『公文別録』内務省、明治15~16年。

36) 農商工部『韓国水産誌』第二輯の付属地図「鬱陵島全図」では「鼠頂島」と書かれているが、本文では「鼠項島」(p.707)になっている。これらの原典は明らかに本稿図版1の海図と思われる所以、「鼠頂島」は「鼠項島」の誤りであろう。

37) 竹島問題研究会、前掲書、p.172.



図版2「鼠項島Somoku Somu」および「竹島Tei Somu」「雙頂礁」付近拡大図

さて、下條は「雙頂礁」を觀音島に比定したが、これは二重の誤りである。まず、「雙頂礁」は雙頂礁の誤りであることが、下條の引用した『日本水路誌』からわかる。次に、雙頂礁は島でなく、図版1や図版2の海図に描かれているように竹島(竹嶼)の北にある暗礁であり、觀音島ではない。雙頂礁は、下條が引用した『日本水路誌』第10巻上(1910)にこう書かれた。

#### 雙頂礁

竹島(竹嶼)の頂より四度一浬半の處にあり 水深半尋 及三／四尋にして荒天の際は破浪す。(一尋は 1.5m、筆者注)

雙頂礁は二つの頂を有する水面下の暗礁である。それを島であると誤読したのは、「雙頂礁」と鼠項島の下條流の読みが似かよっているという先入観によるものだろうか。下條はそのような思考方法で石

島を鼠項島に比定するという間違いを犯したようである。石島は竹島=獨島以外に比定すべき島が存在しない。

#### 4.『日本地誌提要』の「竹島・松島」

最近、下條正男は「朴炳涉氏の「明治政府の竹島=獨島認識」(『北東アジア文化研究』第28号)を駁す」と題する文を「Web竹島問題研究所」サイトの「実事求是」(第22回)に載せた。それに対する反論として、まず『日本地誌提要』の「竹島・松島」を取りあげる。そのための準備として、まず『地学雑誌』を見ておこう。

1905年、田中阿歌麻呂は東京地学協会発行の『地学雑誌』200, 201, 202号に連続して「隱岐國竹島に關する舊記」を載せた。これは同誌196号の雑報「帝國新領土竹島」に続く記事であり、196号や200号の題名に書かれた「竹島」は、いうまでもなく島根県告示で隱岐島司の所管とされた「新領土 竹島」(獨島)をさす。田中は200号の冒頭で「竹島」の簡単な説明をおこなった。その冒頭の文章は、下條正男の「実事求是」の主張が妥当でないことを示すために重要なので、長くなるが下記に転載する。

同島は去二月二十二日 島根県令を以て、公然我が帝國の範囲に入り、行政上隱岐島司の管轄とせられたり、而して其當時吾人は同島の外國人に依り發見せられたる事實及地形に関する一般を紹介し置きたるが(本誌第十七年 百九十六号參照)此地は去る五月二七八日の日本海の海戦に依り、リアンコート Liancourt Rocks岩の名称の下に世上に知られたり、今此島の沿革を考ふるに其發見の年代は不明なれども、フランス船リアンクール号の發見より遙に以前に於て、本邦人の知る所なり、徳川氏の時代に於て之れを朝鮮に與へたるが如きも、其の以前に於て、此島は或は隱岐に或は伯耆、石見に屬したり、明治の初年に到り、正院地理課に於て其の本邦の領有たることを全然非認したるを以て、其の後の出版にかかる地図は多く其の所在をも示さざるが如し、明治八年 文部省出版 宮本三平氏の日本帝国全図には之れを載すれども、帝國の領土外に置き塗色せず、又我海軍水路部の朝鮮水路誌には、リアンコート岩と題し、リアンコート号の發見其他外國人の測量記事を載するのみなり。故に連合艦隊

司令長官報告 大海報第一一九号に之れを襲用してリアンコート岩として報ぜられ,大本営海軍幕僚は其後是を竹島に訂正(……)せられたり.

上の引用文における「同島」や「此島」などは「新領土竹島」すなわち竹島=独島をさすことは明白である。同様に「正院地理課に於て其の本邦の領有たることを全然非認したる」における「其」も文脈上から田中阿歌麻呂が「新領土竹島」すなわち竹島=独島を意図したことは明白である。しかるに下條はこう記した。

だがここで、朴炳渉氏は引用文に細工を行なっている。田中阿歌麻呂が「其の本邦の領有たることを全然非認した」とする「其」の部分に、「(竹島=独島、筆者注)」と挿入し、田中阿歌麻呂も「竹島=独島」を日本の領土外の島としたとしたのである。だがそれは田中阿歌麻呂の意思に背くものである。

田中は「其」で「新領土竹島」を意図したことは明白なので、筆者が「(竹島=独島、筆者注)」と挿入したことは正当である。しかし、説明不足をつかれる余地があったので、本稿でそれを補足する。

筆者は前回の論文すでに指摘したように、田中阿歌麻呂は一時竹島と松島を混同した。彼はその誤りを同誌210号で認めて訂正したが、その混同がどうあれ、正院地理課『日本地誌提要』に関する帰結は変わらない。それを示すために、太政官地理課が作成した官撰地誌『日本地誌提要』の記述を掲げる。同書50巻「隠岐」にて竹島・松島は一対でこう記された。

- 本州の属島。知夫郡四拾五。海土郡壹拾六。周吉郡七拾五。穩地郡四拾三。合計壹百七拾九。之を総称して隠岐の小島と云。
- 又、西北に方たりて松島・竹島の2島あり。土俗相伝て云ふ。穩地郡福浦港より松島に至る。海路凡六拾九里三拾五町。竹島に至る。海路凡百里四町余。朝鮮に至る海路凡百三拾六里三拾町。

田中は「本州の属島」以外に「西北に方たりて松島・竹島の2島あり」と書かれた「竹島」を「新領土竹島」と勘違いして、「竹島」を太政官正院地理課が「本邦の領有たることを全然非認」したと考えた。ところ

が、『日本地誌提要』に書かれた竹島は位置関係から見て鬱陵島であり、松島が「新領土竹島」すなわち竹島=独島である。したがって、同書から「新領土竹島」すなわち竹島=独島を引用するのが田中の意思であったとしても、それを昔の名称である竹島(鬱陵島)と混同した可能性が高い。しかし、「其」の竹島が鬱陵島であれ、あるいは「新領土竹島」であれ、ともかく田中阿歌麻呂は太政官地理課が『日本地誌提要』にて「竹島」を日本の領土外にしたと判断したのである。このように『日本地誌提要』にて竹島が日本領外と解されるなら、松島も日本領外も解される。理由は同書が両島を「竹島・松島」のように一对にして扱っているからである。同書は決して竹島だけを日本領外にして、松島を日本領として記述したわけではなく、竹島・松島の所属を同じ扱いにしたのである。

そうした事情を加味して、前稿で「田中は、その論文において竹島と松島を一時混同したが、いずれにしても官撰地誌が竹島と松島を日本領外にしたという理解に変わりはない」と結論づけたのである。この帰結は田中の混同がどうあれ変わらない。

尚、同稿で「本州」を九州や北海道と同格に扱ったが、「本州」は「隱州」と解されるので、九州や北海道と同格に扱うのは適切ではなかった。その一節「両島が本州の属島でなければ、もちろん九州や北海道の属島でもなく、」を削除して訂正する。

## 5. 太政官指令「竹島外一島」

下條は「実事求是」(第22回)にて太政官の「竹島外一島版国外指令」にいう「竹島外一島」に関して、自己の主張が揺れ動いたことを自覚してこう記した。

私が拙著『竹島は日韓どちらのものか』で、「今日の竹島を指しているのかそうでないのか、判然としない」と断定を避け、『發信竹島』で「現在の竹島を指していると思う」としたのは、以上のことを念頭に入れてのこと

である。ただ『諸君』のように、紙幅に余裕がある場合は、前後で根拠を示した上で、「竹島外一島」は、いずれも現在の鬱陵島のことを指していたのであるとしたのである。それを朴炳渉氏は「このように自説を何の説明もなしにしばしば変えるとは、あまりにも異例である」(38頁)とするのであるが、それは詭弁である。

この一節を読むかぎり、下條は竹島外一島の「外一島」を「現在の竹島」すなわち竹島=独島と考えているのか、それとも「現在の鬱陵島」と考えているのか判然としない。しかし、次の二節を読むと、下條は竹島外一島を「現在の竹島」すなわち竹島=独島としたかつての説を誤りであると認めた可能性がある。

だが問題はその4年後の明治14年(1881年)8月、外務省の命を奉じて調査した北澤正誠が「外一島」にあたる松島を鬱陵島と断定し、それが明治政府の見解となった事実にある。1877年、太政官指令で「竹島外一島本邦関係これなし」とされた松島は、1881年には鬱陵島であったことが確認され、今日の竹島は太政官指令とは「関係これなし」だったのである<sup>38)</sup>。

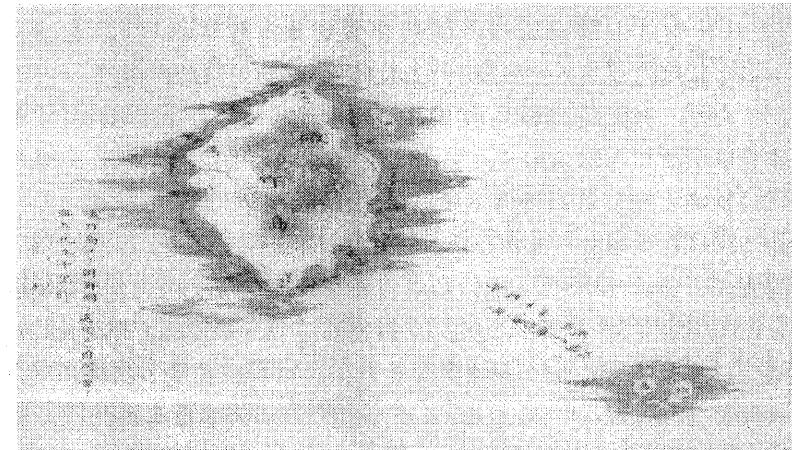
下條は1877年の太政官指令を判断するのに同年までの資料を使用せずに4年後の資料を持ちだしたが、このように後日の資料を使用する手法は同年までの資料が存在しない場合のみ許容される。後世の出来事は事件当時に影響せず、因果関係を有しないからである。太政官指令(1877)の場合、松島が1881年に仮に鬱陵島であると外務省によって確認されたとしても、それ以前の1877年に当事者である内務省や太政官によって松島が鬱陵島であると判断されたとは限らない。島名が混乱した時代にはその時々で松島がどの島を指すのか、慎重に吟味しなければならない。したがって、1877年当時にそれを判断しうる資料が存在するなら、その資料から判断すべきである。しかるに、太政官指令を判断する資料は1877年の太政官指令時に歴然として存在した。すなわち前稿で提示した「由来の概略」や「磯竹島略図」である。しかし、下條はそれらの資料を無視し、因果関係を有しない1881年の資料を持ちだした。念のために、下條が無視した資料を再度示す。

最初は「由来の概略」である。内務省は太政官の判断を仰ぐために「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」を提出したが、そのなかに「外一島」である松島を判断しうる「由来の概略」を添付した。そこに松島はこう記された。

#### 島根県伺書付属「由来の概略」

磯竹島 一に竹島と称す 隠岐國の乾位一百二拾里許に在り 周回凡十里許 山峻険にして平地少し……次に一島あり 松島と呼ぶ 周回30町許 竹島と同一線路に在り 隠岐を距る八拾里許 樹竹稀なり 亦魚獸を産す

松島は周回30町(3.3km)で樹竹稀なりと記されたので、これは言うまでもなく竹島=独島を指す。鬱陵島は「由来の概略」の冒頭に書かれた周回およそ10里(40km)の磯竹島(竹島)であることは明瞭である。さらに松島を知る添付書類に「磯竹島略図」がある。これも前稿で提示したが、その部分的な拡大図を再度図版3に提示する。



〈図版3〉内務省「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」付属地図「磯竹島略図」の磯竹島(竹島)および松島付近拡大図。松島は明らかに竹島=独島である。

これらの資料によって、1877年の外一島である松島は竹島＝独島であることが間違いないのだが、こうした資料を最近の下條は無視しているようである。内務省および太政官は「磯竹島略図」や「由来の概略」を見て竹島外一島、すなわち鬱陵島と竹島＝独島を放棄したのであり、北澤正誠の著作などは太政官指令当時には存在しないで無関係である。

さらに、下條正男は「北澤正誠が「外一島」にあたる松島を鬱陵島と断定し、それが明治政府の見解となった」と記したが、これも誤りである。北澤正誠は1881年に著わした『竹島考證』の最後に「今日の松島は即ち元禄十二年称する所の竹島にして古来我版図外の地たるや知るへし」と記した。すなわち外務省に提出された「松島開拓願」にいう松島は、昔は竹島と呼ばれた朝鮮の鬱陵島であることを明らかにした。その一方で北澤は戸田平学の「竹島渡海之願」なども『竹島考證』に載せており、依然として鬱陵島を竹島と呼ぶ実例も同書に記述した。決して松島はいつも鬱陵島を指したわけではない。

その『竹島考證』を要約した「竹島版図所属考」が太政官へ提出されたが、それを受けて鬱陵島への渡航を禁じる太政官諭達は「北緯37度···に位する日本称松島 一名竹島 朝鮮称蔚陵島の儀は···」と記した<sup>39)</sup>。鬱陵島(蔚陵島)は松島以外に一名竹島と呼ばれたことを太政官は明記した。このように、1883年当時は島名混乱が激しく、江戸時代に松島と呼ばれた竹島＝独島は明治時代になっても依然として松島と呼ばれる場合も多かった。明治時代の地図でいうと、川上健三の調査によれば、1885年まで松島が竹島＝独島を指す場合が6件、鬱陵島を指す場合が8件ある<sup>40)</sup>。さらに、鬱陵島は日本が竹島＝独島を竹島と名づけて日本領とする閣議決定をおこなった後ですら現地当局は鬱陵島を「鬱島」あるいは「竹島」と呼んだ<sup>41)</sup>。このような混乱のため、

文献上の松島はその時々において鬱陵島を指すのか、竹島＝独島を指すのか慎重に見きわめなければならない。結論として、1877年の太政官指令における松島は「磯竹島略図」や「由来の概略」などから明確なように、まぎれもなく竹島＝独島を指したのである。

## 6. 『朝鮮水路誌』

下條は、筆者の前掲論稿「明治政府の竹島＝独島認識」をこう批判した。

### 「海軍省の竹島・松島認識」について

朴炳涉氏は、「リアンコールト列岩は『朝鮮水路誌』のみに記載され、同じ時期の『日本水路誌』に記載されていなかったのは特筆に値する」(45頁)として、「水路部がリアンコールト、すなわち竹島＝独島を日本領外とみなした」(46頁)証拠とした。

だがこれは『朝鮮水路誌』の記述を曲解したもので、その主張には根拠がない。明治二十七年刊の『朝鮮水路誌』(「形勢」)では、朝鮮の疆域を「東經一二四度三〇分より一三〇度三十五分に至る」と明記しており、当然、その中には「東經一三一度五十五分」のリアンクールト列岩は含まれていないからである<sup>42)</sup>。

下條は、日本の水路部が考える朝鮮の境域から竹島＝独島がはずれたから朝鮮の境域ではないという論法を用いているようであるが、これは単純な誤解である。そもそも、日本の水路部は日本の海上の境域を判断する機関ではあっても、朝鮮の境域を判断する機関ではない。そのうえ、水路部が朝鮮の境域の東限を130度35分としたこと 자체が誤りである。その境域には鬱陵島すら含まれないからである。鬱陵島の中心は下條が引用した『朝鮮水路誌』256頁に「東經130度53分」と記されており、水路部のいう朝鮮の境域の外にある。まさか、下條は『朝鮮水路誌』(「形勢」)の東限から鬱陵島がはずれるので、鬱陵島も朝鮮領

39) 外務省資料3824『朝鮮国蔚陵島へ犯禁渡航の日本人を引戻し処分一件』

40) 川上健三『竹島の歴史地理学的研究』古今書院(復刻版), 1996, pp.29-30.

41) 朝鮮総督府「慶尚北道鬱島水産状況(慶尚北道報告)」『朝鮮彙報』1915年3月1日号, p.79.

「江原道蔚珍郡竹辺を北東に距る約八十海里の洋上に兀突として聳立する孤島を鬱島と称し、内地人は之を竹島と呼ぶ」

42) 下條正男、前掲「実事求是」第22回

ではないと主張するつもりではあるまい。はたして『朝鮮水路誌』を曲解したのは筆者であろうか？ちなみに、この問題について船杉力修はこう記した。

『朝鮮水路誌』……第一編総論の形勢のところで、朝鮮国の範囲を記している。朝鮮国の範囲、東限は東経130度35分と記している。『朝鮮水路誌』では、鬱陵島(中心)は東経130度53分、リアンコールト列岩(現在の竹島)は東経131度55分としていることから、朝鮮国の東限は鬱陵島であり、現在の竹島は入っていないことが分かる<sup>43)</sup>。

この文章は矛盾している。船杉は朝鮮の東限を東経130度35分とするなら、東経130度53分の鬱陵島は朝鮮の範囲に入らないはずだが、それにもかかわらず「朝鮮国の東限は鬱陵島」と記した。船杉は何か錯覚したのだろうか？

## 7. 固有領土論の主張変化

最近、下條は固有領土に対する考え方を変えたので注目される。かつて、下條は竹島＝独島を固有領土と主張する外務省などをこう批判した。

今日の竹島は(日露戦争以前は、筆者注)「無主の地」となっていたのである。従って、島根県(竹島問題研究会、筆者注)の中間報告では「固有の領土」論を探っていない。

事実関係を明らかにすることなく、外務省が竹島関連のホームページを「(韓国が、筆者注)不法占拠している」と書き換え、文科省が竹島を「固有の領土」と発言すれば、韓国側が反論しても当然である<sup>44)</sup>。

竹島問題研究会が「竹島固有領土」論を採用しなかったのは、もちろん下條の意見によるところが大きい。下條は、「外務省などが唱える

『固有の領土』との主張には、違和感を覚える<sup>45)</sup>のであった。そのため、下條の見解を大幅に取り入れて島根県が発行した「竹島問題に関する調査研究」中間報告書や最終報告書、パンフレット『フォトしまね』161号「特集 竹島」に「竹島固有領土」の記述はみられない。このように下條は「竹島固有領土」論に否定的であったが、最近では「竹島固有領土」論に転じたようで、こう記した。

竹島を固有の領土と言えるのは日本のみである。「固有の領土」は北方領土のように、これまでどこの国にも統治されたことのない領土を指し、「無主の地」であった竹島は、少なくとも1905年から戦前まで日本が実効支配をしていた実態がある。日本政府は、竹島を「日本の固有の領土」といえるが、日本の領土を侵略した韓国側には、竹島を「固有の領土」とする資格はないのである<sup>46)</sup>。

下條が竹島＝独島を日露戦争以前は無主地であったとする根拠は、最初に述べたように『東国文献備考』における記述「輿地志にいう鬱陵 于山は皆 于山國の地 于山はすなわち倭がいうところの松島なり」は申景濬が『東国輿地志』を改竄したものであり、その後も韓国は竹島＝独島を領有したことがないという主張による。しかし、『東国文献備考』改竄論は成り立たないことはすでに論証したとおりである。その一方、仮に百歩譲って下條のいうように申景濬が『東国文献備考』を改竄したと仮定した場合、申景濬はそのような改竄をあえておこなってまで、于山島＝松島を朝鮮領であると強く確信したという結論になる。そのように確信した根拠は、安龍福らが于山島(倭のいう松島)を経て日本へ行って松島は子山島であり、朝鮮領であると訴えた史実による。さらに重要な点は、そうした申景濬の確信が官撰書『東国文献備考』に記述され、同書の成立した1770年にそれが朝鮮国の公式認識になったことである。その搖るぎない事実を前にして、根拠のない改竄論などは些末な問題である。しかも、朝鮮は1770年以降も『萬機要覽』や『増補文献備考』などの官撰書で于山島(倭のいう松島)を朝鮮領

43) 竹島問題研究会編、前掲書、p.154.

44) 下條正男「竹島問題」の本質がわかっていない日本政府『正論』2006.7、pp.276-7.

45) 下條正男、前掲書、2006、p.24.

46) 下條正男、前掲「実事求是」第22回。

と再確認したのである。

## 8. 結語

下條の資料の引用方法は独特である。資料のある部分は無視し、ある部分のみを特筆大書して著者の意図とは異なった結論をだす場合がある。たとえば、『春官志』を引用する際、安龍福が日本人を鬱陵島から追い出して芋山島まで追いかけたと記述された部分を無視し、「壬辰の乱」以前の鬱陵島の歴史部分に書かれた「于山 羽陵 蔚陵 武陵 磯竹皆音号転訛而然也」を拡大解釈し、「李孟休の『春官志』(「鬱陵島争界」)では、于山島を鬱陵島としていた」と結論付けた。『春官志』は芋山(于山)島と鬱陵島を別々の島と認識していたのに、両島を同一の島であると主張したのである。また、下條は『東国輿地勝覧』には「于山島鬱陵島……二島は県の真東の海中にある」と書かれた本説を無視し、「一説に于山鬱陵本一島」と書かれた付加的な一説のみを強調して『東国輿地志』は「于山島と鬱陵島は同じ島の別の呼び方(同島異名)」と結論付けた。このように、資料を恣意的に引用すれば、著者の意図とは正反対の結論すら可能である。もちろん、そうした論説が信頼できないことはいうまでもない。

このような流儀に加えて、下條はたびたび自説を変更するのが特徴である。それを下條は公式に自覚したようである。今後、下條が搖るぎない定説を持ち、恣意的な引用がなくなるようなら、学術的な対話が可能になろう。

## 参考文献

- 下條正男『竹島は日韓どちらのものか』文春文庫、2004.
- 宋炳基「獨島(竹島)問題의 再検討」『東北亞歷史論叢』18号、2007.
- 島根県「Web竹島問題研究所」のサイト「実事求是」第21回<朴炳涉氏の「下條正男の論説を分析する」(『獨島研究』第4号)を駁す>.
- 下條正男「獨島呼称考」『人文・自然・人間科学研究』19号、2008.
- 吳尚学「朝鮮時代 地図에 表現된 鬱陵島・獨島 認識의 變化」『文化歴史地理』18卷 4号、2006.
- 下條正男「獨島呼称考」『人文・自然・人間科学研究』19号、2008,p.19.
- 安鼎福修輯「磻溪先生年譜」『增補磻溪隨錄』景仁文化社、1974, p.565.
- 朴仁鎬「柳馨遠의 東國輿地志에 대한 一考察」『清溪史學』6, 1989.
- 楊普景「磻溪柳馨遠의 地理思想」『文化歴史地理』第4号、1992, p.35.
- 柳美林、前掲論文, p.202.
- 安鼎福『順菴先生文集』巻5
- 青柳綱太郎『原文 和訳対照 増補文献備考』朝鮮研究会、1917.
- 朴炳涉『安龍福事件に対する検証』韓国海洋開発研究院、2007.
- 池内敏『外交文書と以酌庵輪番制』平成18年度~19年度科学研究費補助金(基盤研究費(C))研究成果報告書、2008.
- 下條正男「竹島問題、金炳烈氏に再反論する」『現代コリア』391号、日本朝鮮研究所、1999.
- 下條正男『發信 竹島』山陰中央新報社、2006.
- 奥原碧雲(福市)「鬱陵島見取図」『竹島及鬱陵島』報光社(松江)、1906.
- 外務省「韓国鬱陵島事情」『通商彙纂』234号、1902.
- 外務省資料616-10「明治三十五年 鬱陵島狀況」『釜山領事館報告二』1905.
- 李奎遠『鬱陵島檢察日記』1883.
- 韓国憂国老人会のSCAP宛 Dock-seom他嘆願書  
<http://www.geocities.com/mlovmo/page30.html>
- 日本内務省「朝鮮國蔚陵島出張 檜垣内務少書記官復命ノ件」『公文別録』内務省、明治15~16年.

外務省資料3824『朝鮮國蔚陵島へ犯禁渡航の日本人を引戻し処分一件』  
川上健三『竹島の歴史地理学的研究』古今書院(復刻版), 1996.

朝鮮總督府「慶尚北道鬱島水産狀況(慶尚北道報告)」『朝鮮彙報』1915  
年3月1日号

下條正男「『竹島問題』の本質がわかっていない日本政府」『正論』  
2006.7.

편집위원 : 김화경(영남대)  
박홍규(영남대)  
배진수(동북아역사재단)  
오상학(제주대)  
정갑용(영산대)

## 獨島研究

제 7 호

2009년 12월 20일 인쇄

2009년 12월 30일 발행

발행인 : 이효수

편집인 : 김화경

발행처 : 영남대학교 독도연구소

712-749 경상북도 경산시 대동 214-1

TEL : (053) 810-3686

FAX : (053) 810-4704

인쇄처 : 영광기획

053) 851-8987